

## 日本スポーツ歯科医学会専門医の申請にあたって

日本スポーツ歯科医学会（以下、学会）専門医には高度な専門知識の修得と優れた専門的技術の習得が必要です。そのため、専門的技術に関してはスポーツ愛好家・選手の歯科治療症例（3症例）とカスタムメイドマウスガード製作提供症例（5症例）に関する書類を提出していただき、学会認定委員会の委員がこれらを評価し、一定の水準に達していることを確認します。

次に、学会認定委員会の委員の技術評価により一定の水準に達していると認められた者に対して、ケースプレゼンテーション試験を実施します。このケースプレゼンテーション試験はスポーツ愛好家・選手の概ね1年程度の歯科治療症例（3症例）のなかから学会認定委員会が選定した症例に基づいて実施され、専門医に相応しい臨床技能と経験の有無はもとより専門知識の修得達成度を評価します。評価者は学会認定委員会の委員3名がこれにあたります（専門医の認定に関する規則参照）。

ケースプレゼンテーション試験には定められた評価基準があり、その基準に達したものが日本スポーツ歯科医学会専門医として認定されます。試験の内容は日本スポーツ歯科医学会専門医研修プログラムの中から抜粋し、試験を実施します。

### 申請症例の書類審査の留意点は以下のものです。

- 申請症例は「スポーツ愛好家における歯科治療終了症例（3症例）」と「カスタムメイドマウスガード製作提供症例（5症例）」である。
- 初診時の口腔内写真は適切である。
- 初診時のエックス線画像や、その他の検査データは適切である。
- 診査および検査の結果と診断、治療計画は整合性が取れている。
- スポーツ競技の特性や特有の環境、外傷リスク、競技スケジュール、ドーピング防止、咬合力等を考慮した対処の記載がある。
- 全身的リスク因子に対する対処の記載がある。
- 局所的リスク因子に対する対処の記載がある。
- コ・デンタルとの協働のほか、他の医療機関、薬局、チーム・競技団体等との多職種連携や調整などを図った場合、その内容と対処が適切である。
- 治療計画・内容および経過に関する記載があり、口腔内写真やエックス線画像等適切なデータ等資料が付されている。
- 疾患や外傷・障害、口腔機能回復治療は終了している。
- マウスガード・フェイスガードを製作提供した場合、構造設計や色調、材料、製作法、調整管理が適切である。
- マウスガード・フェイスガード、補綴物や各種口腔内装置の外観と装着状況、模型等の各写真が適切である。
- 治療前後・途中のパフォーマンス・コンディショニングの経過変化について記載がある。

申請症例のケースプレゼンテーション試験に必要な到達目標は以下のものです。下記項目にチェックしながら書類審査通過後のケースプレゼンテーション試験に備えてください。

- 1.専門医取得の目的、ならびに取得後の活動予定について説明できる。
- 2.自身のスポーツ歯科活動（対象競技種目、競技レベル、年齢層、活動地域、個人・チーム・競技団体、サポート内容など）について説明できる。
- 3.スポーツドクターやトレーナー、スポーツ栄養士、スポーツファーマシスト等との多職種連

携、コ・デンタルとのチーム医療について説明できる。

- 4.スポーツ歯科治療の診査・検査、診断について説明できる。
- 5.スポーツ競技の特性、全身的あるいは局所的、スポーツ特有の環境の各リスクファクターを勘案したスポーツ歯科治療とメンテナンス・サポートを説明できる。
- 6.治療経過が治療計画と異なる時、その理由を明確に説明できる。
- 7.治療法、手技、使用した器材等の選択根拠、メカニズム、成否判定基準について説明できる。
- 8.スポーツ競技ならびに患者の主訴を勘案した上で決定した処置の事由を説明できる。
- 9.初診時から治療終了時までの状況を術中の口腔内写真を用いて説明できる。
- 10.スポーツ競技の特性や特有の環境、外傷リスク、競技スケジュール、ドーピング防止、咬合力に関する配慮を勘案し、適切な口腔機能回復治療や各種装置（整復固定、再植、保存修復、ブリッジ・義歯・インプラント、マウスガード、フェイスガード、外傷歯保護のための口腔内装置など）を選択したことを説明できる。
- 11.予後の判定、今後の処置や予防、維持管理の方針が説明できる。
- 12.歯科治療前後・途中のスポーツパフォーマンス・コンディショニングの経過変化について説明できる。
- 13.プレゼンテーションの資料を用いて、症例に対して合理的な質疑応答が行える。